

真岡市立物部小学校いじめ防止基本方針

真岡市立物部小学校

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「物部小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

いじめの定義

○ いじめとは、「当該児童生徒が、一定の関係にある児童から心理的、物理的な影響を与える行為（インターネット等の通信手段によって行われるものを含む）により、その対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※各々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた側の児童の主観的立場に立つ。

※「一定の関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童と何らかの人的関係を示す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること（けんかやふざけあいも含む）などを意味する。

「いじめ防止対策推進法第2条」より

1 本校の基本認識と基本姿勢

○ 上記の定義のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係でいられる児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「明るく楽しい生き生きとした学校生活」を送ることができるように基本方針とその実践のための行動計画を策定した。

いじめ防止の基本姿勢として、以下の5つの重点を示す。

①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。

④いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保障するだけでなく、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力・連携して解決にあたる。

⑤学校と家庭が協力・連携して未然防止や早期発見・早期対応にあたる。

2 組織的な対応に向けて

○ いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

○いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実践し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

3 いじめの未然防止に向けて

○ 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。

○ 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。

- 児童に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努めます。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

4 いじめの早期発見・事案対処に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- 日ごろから児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知に努める。

5 いじめの解消に向けて

- いじめられている児童を徹底的に守り通す姿勢をもつ。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
- いじめを発見、または、いじめの相談を受けた場合には、いじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。
- いじめた児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導する。
- いじめられた児童といじめた児童への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず報告しようとする態度を育成する。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織体制

①「校内児童指導部会」

月1回全教職員で配慮を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②校内児童指導会議 学期1回(年間3回)

③「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、児童指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー、学校教育支援相談員等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて随時、委員会を開催する。